

大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第29号

大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

大和市養育医療に関する規則（平成25年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同項第3号中「及び国要綱別表1備考第10項の規定により市町村民税が課されていない者としてみなされた者」を削る。

第4条第1項中「第3号」を「第2号」に改める。

第6条中「（以下「費用の徴収額」という。）」を削り、「国要綱」を「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱（平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知「未熟児養育医療費等の国庫負担について」別紙）」に改める。

別表第4号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第5号様式」を「第4号様式」に、「第6号様式」を「第5号様式」に、「第7号様式」を「第6号様式」に、「第8号様式」を「第7号様式」に、「第9号様式」を「第8号様式」に、「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。